

# 独立行政法人日本万国博覧会記念機構職員退職手当支給規程

(平成 15 年 10 月 1 日 規程第 21 号)

改正 平成 17 年 4 月 1 日 規程第 59 号

改正 平成 20 年 3 月 31 日 規程第 95 号

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人日本万国博覧会記念機構に所属する常勤の職員（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律により派遣されている職員を除く。以下「職員」という。）に対する退職手当について定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第 2 条 退職手当は、職員が退職し、又は解雇された場合は、その者に、職員が死亡した場合は、その遺族に支給する。ただし、職員が次の各号の一に該当する場合には、支給しない。

(1) 勤続 6 月未満で退職し、又は解雇された場合（別に定める場合を除く。）

(2) 懲戒により、解雇された場合

(3) 禁錮以上の刑に処せられたことにより、解雇された場合

2 職員が退職し、又は解雇された後、在職中の職務に関し、懲戒解雇を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、すでに支給した退職金を返還させ、又は退職金を支給しないことができる

3 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を支給する。

4 退職手当は、予算その他特別の事由がある場合を除き、支給事由の発生した日から 1 月以内に支給する。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を知ることができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

(退職金の額)

第 3 条 退職金の額は、職員が退職し、解雇され、又は死亡した日におけるその者の本給月額に、次の各号の区分に従い、当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、当該合計額が、本給月額の 100 分の 5,500 に相当する額を超えるときは、本給月額の 100 分の 5,500 に相当する額とする。

(1) 勤続 5 年までの期間については、勤続 1 年につき 100 分の 100

(2) 勤続 5 年を超え 10 年までの期間については、勤続 1 年につき 100 分の 140

(3) 勤続 10 年を超え 20 年までの期間については、勤続 1 年につき 100 分の 180

(4) 勤続 20 年を超え 30 年までの期間については、勤続 1 年につき 100 分の 200

(5) 勤続 30 年を超える期間については、勤続 1 年につき 100 分の 100

2 勤続期間に 1 年未満の端数がある場合は、前項各号の区分に従い、その端数について当

該各号に定める割合により月割をもって計算する。

(退職金の増額)

第 4 条 職員が次の各号の一に該当する場合には、前条の規定により計算して得た額に、その者の勤続期間に応じ、退職し、解雇され、又は死亡した日におけるその者の本給月額に 100 分の 500 以内の割合を乗じて得た額を加算することができる。

- (1) 傷病によりその職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えられないため退職し、又は解雇された場合
- (2) 定員の減少又は組織の改廃により過員若しくは廃職を生じ、退職し、又は解雇された場合
- (3) 在職中死亡した場合
- (4) 勤続 10 年以上であって定年に達したことにより退職した場合
- (5) 勤続 15 年以上であって退職した場合において、職務上特に功労があったと理事長が認めた場合

(退職金の減額)

第 5 条 職員が次の各号の一に該当する場合には、第 3 条の規定により計算して得た額から、当該金額に 100 分の 50 以内の割合を乗じて得た額を減額することができる。

- (1) 職員が自己の都合により退職した場合
- (2) 職員としての能力を著しく欠くことにより解雇された場合

(退職金の支給にかかる一時差し止め及び返納等)

第 6 条 職員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、判決の確定によって禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

(勤続期間の計算)

第 7 条 退職金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、その者が職員に採用された日の属する月から退職し、解雇され、又は死亡した日の属する月までの年月数による。

2 勤続期間のうち、休職、停職又は育児休業により現実に職務につかなかった期間（現実に職務についた日のある月を除く。）があるときは当該期間の 2 分の 1 に相当する期間（1 月未滿の端数がある場合は、これを切り捨てる。）を前項の規定により計算して得た勤続期間から除算する。

3 第 2 条第 1 項第 1 号に規定する勤続期間は、第 1 項の規定にかかわらず、その者が採用された日から退職し、又は解雇された日の前日までの満月数による。

(勤続期間の特例)

第 8 条 国家公務員が、国の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合におい

ては、この規程による退職手当は支給しない。

(甲慰金)

第 9 条 職員が在職中死亡した場合においては、退職手当のほかにその者の死亡した日における本給月額に 100 分の 400 以内の割合を乗じて得た額を甲慰金として支給することができる。

(遺族の範囲および順位)

第 10 条 第 2 条第 1 項に規定する遺族の範囲及び順位は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しない者

2 前項に掲げるものが退職手当を受ける順位は、同項各号の順位により、第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちあっては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき遺族のうち同順位の者が 2 人以上あるときは、その人数により等分して支給する。

(端数の処理)

第 11 条 この規程の定めるところによる退職手当及び甲慰金の計算の結果、100 円未満の端数を生じた場合は、これを 100 円に切り上げる。

(実施に関し必要な事項)

第 12 条 退職手当の支給手続その他この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。